

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業(歩道設置)																																						
地区名	一般県道 細川豊田線																																						
事業箇所	豊田市野見町																																						
事業のあらまし	当該路線は、一級河川矢作川左岸に位置し、豊田市と岡崎市を結ぶ南北に走る主要幹線道路である。当該箇所には歩道が整備されておらず、通学する沿線の生徒、児童危険な状態にさらされている。この状況を解消するために本区間に歩道を整備し、沿線住民の安全な歩行空間と通学路を確保するものである。																																						
事業目標	【達成(主要)目標】 歩道設置を行い、安全な歩行空間の確保を図る。 【副次目標】 —																																						
事業費	事業費	内訳																																					
	1.50 億円	■工事費 0.8 億円、■用補費 0.5 億円、■その他 0.2 億円																																					
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 32 年度																																	
事業内容	歩道設置 L=200m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 歩道が整備されておらず、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">1.50</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事			←→			事業費(億円)		1.50				
			H28	H29	H30	H31	H32																																
工種 区分	調査・設計	←→																																					
	用地補償		←→																																				
	工事			←→																																			
事業費(億円)		1.50																																					
2) 地元の合意形成	地元自治区および小学校より要望書が提出されるなど、地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成が図られる環境にある。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられるため。																																					
III 対応方針																																							
事業実施	事業実施が妥当である。:上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。:上記以外のもの。																																						

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後 5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化

